

◇ 再リース料は月額額の1/12

Q : リース取引は、リース終了時に無償又は名目的な対価で譲渡されるものは、所有権移転外リースに該当しないとのことですが、どれぐらいの対価が目安になるのですか？

A : 月額額の12分の1が目安になります。

【解説】

今年の4月から施行されている新リース税制では、周知のとおり、リース期間の終了時やその中途において、その資産を無償又は名目的な対価によって賃借人に譲渡されるものについては、所有権移転外リース取引に該当しないこととされています。

そして、これに準ずる取引として、①リース期間の終了時に無償と変わらない名目的な再リース料を支払って再リースすることが契約で定められているものや、②賃借人に対してそのリース取引に係るリース資産の取得資金を貸付けている金融機関等が、賃借人から資金を受け入れ、その資金によって賃借人の借入金の元利返済に充てるとともに賃借人のリース料等の債務と相殺する、いわゆるデフィゼンス取引を挙げています。

なお、無償と変わらない名目的な再リース料については、個々のリース取引ごとに判断すべきものとしながらも、基本リース期間に係る月額リース料の12分の1程度を再リースの月額リース料としている場合は該当しないとしていますので、この程度のリース料を目安にするといいでしょう。

